



KUNIYUKI  
ISHIGE  
Prefectural  
assembly  
report

# 石毛くにゆき

議会  
県  
リポート

発行/石毛くにゆき事務所 〒288-0817 銚子市清川町2-6-16 TEL.0479-24-1716 FAX.0479-24-1753

## 県政の中核へ!



議会にて委員長報告

去る四月八日投票の県議会議員選挙において、有権者の皆様より絶大なる御支援をもって三万五千票余の得票を得たことにより、更に大きく県政に羽ばたく石毛之行はこの度、県議会において県の中核といわれる総務常任委員会に配属され、投票の結果、絶対的多数により委員長に選任されました。

委員長就任直後の総務常任委員会において重要な案件が提出され委員長として、迅速な判断、協議を重ね委員長としての重責を果たしました。そして本年6月26日の定例議会に於いては、委員会審査結果として「知事等の給料及び職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が附帯決議として修正可決されました。

急遽委員会に提出された「付帯議案の趣旨説明」  
○今回の職員給与の減額措置は、現下の厳しい財政状況を考慮すると、一刻も早く財政の健全化を図るため、現在の減額率を緩和した上で、さらに2年間実施することはやむを得ないと考えるが、今回の減額措置延長が、職員に与える影響について十分な配慮を行う必要があると考えます。  
○すなわち、これまで給与の減額措置は、特例的な措置として2年間の延長に限り実施するとしながら延長を行ってきたが、今回の延長で6年間にわたり給与の減額措置が続くことになり、これは、職員はいつまでも減額措置が続くのかと不安であり、職員の生活設計への影響も大きく、仕事への意欲が低下する懸念があります。  
○そこで、職員が安心して職務に専念できるように、今回の減額措置が終了する2年後に、再度、職員給与の減額措置を延長することなく、期限どおり終了させることを明確にするとともに、今後、更なる行政改革を推進し、財政状況が好転した場合は、その時点で、減額措置を終了する旨の、2点について付帯議案を提出するものです。  
「知事等の給与及び職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」に対する付帯決議（案）  
知事は、本条例の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。  
一、第二条及び第三条に規定する一般職員の給与の減額措置については、本条例の施行により、六年間の長期にわたり継続されることとなり、その与える影響が極めて大きいことと鑑み、この減額措置の終了期限である平成二十二年七月三十一日までの二年間をもつて終了することとし、再延長はしないこと。  
二、第二条及び第三条に規定する一般職員の給与の減額措置については、財政状況が好転した場合においては、二年間後の実施期間終了を待つことなく、直ちに終了すること。以上決議する。

総務常任委員会は県政全般を把握致しますが特に財政課を所管することから、予算編成や行政改革推進が重要です。又、市町村課等による、市との連携を諮ると共に支援を成すことも担当となりますので市町村合併の推進、情報政策支援を図ります。その他、政策・法務・消防・地震・防災・私学助成・管財・税務の審査チェックなど、今後も、県政の属の要として委員会運営に当たります。

# 総務常任委員会委員長就任!

より一層真剣に、誠実に  
そして思いっきり行動します。

この度の県議選において、身に余る得票を頂き、その責任を切実に実感しております。  
総務常任委員長に選任されましたが、より積極的に地元銚子市の地域振興に県政を通して邁進して参ります。  
医療問題、中心市街地活性、農水、観光の地場産業の発展に更に力を発揮できるように行動して参ります。

千葉県議会議員 石毛 之行



総務常任委員会6月定例県議会にて



堂本暁子 千葉県知事と



田久保尚後 千葉県議会議長と

地域住民とも緊密な連携を図り  
諸問題に取り組んでいます。

生の声を行政に反映!



活発な意見が飛び交う地域の座談会

地域の抱える問題は、道路教育福祉各種産業の振興など、様々で多岐にわたります。デスク上の書類やデータだけでは推し量れない問題が多く存在すると考えます。石毛くにゆきは、定期的に地域住民との緊密なコミュニケーションを図り、各種会合での意見や陳情など、皆様の生の声を行政に反映させます。